

徳島県告示第七十五号

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第二号）（第八条第二項の規定に基づき、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

区 分	単 位	利 用 料 金 の 額	
		個 人	団体（二十人以上をいう。）
小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者	一人一回	二〇〇円	一六〇円
高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	一人一回	三〇〇円	二四〇円
その他の者（学齢に達しない者を除く。）	一人一回	四一〇円	三三〇円

二 適用

平成二十九年四月一日から適用する。